

公益社団法人群馬県サッカー協会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第30条の規定に基づき、本協会の役員及び監事の報酬に関し、法令又は本協会の定款において定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

4 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬その他職務遂行の対価をいう。

5 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款30条に定めるとおり、役員に対して報酬等を支給できるものとする。

2 常勤の役員に対して支給する報酬等は、報酬、役員賞与及び退職慰労金とする。

3 退職慰労金は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

4 本協会から役員に対し出張を依頼する際、または理事会出席等の本協会役員としての活動を行った際、別に定める「本協会支払に関する規程」に基づき支給する日当

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会の承認を経て会長が決定する。

(1) 報酬 月額10万円から100万円の間の額

(2) 賞与 別表第1に定める算式により算出される額

(3) 退職慰労金 第9条定める算式により算出される額

(4) 日当 別に定める「本協会支払に関する規程」に基づき算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 支給日は本協会事務局職員と同様とする。

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後2ヶ月以内

2 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その法定相続人。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用の支払い)

第 7 条 本協会は、役員がその職務の遂行に要した費用は、別途定める「本協会支払に関する規程」に従ってこれを支払うものとし、また、前払いを要する費用についても同様とする。

(退職慰労金)

第 8 条 常勤役員が退職(死亡した場合を含む。以下同じ)した場合は、第 9 条の規定に基づき算出した退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(算出方法)

第 9 条 常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。

(退職時最終月額報酬) × (第 10 条に定める在任年数) × (第 11 条に定める係数)

(在任年数)

第 10 条 在任年数は 1 ヶ年を単位として、端数は月割とし 1 ヶ月未満は 1 ヶ月に繰り上げる。

(係数)

第 11 条 係数は、退任時の役職により次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1.5 |
| (2) 副会長 | 1.4 |
| (3) 専務理事 | 1.3 |
| (4) 常務理事 | 1.2 |
| (5) 理事 | 1.0 |
| (6) 監事 | 1.0 |

(公表)

第 12 条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を行う。

(委任)

第 14 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、公益社団法人群馬県サッカー協会の設立の登記の日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

- | | | |
|---------|---------------|------------|
| 6 月の賞与 | : 報酬の月額 × 0.0 | (当面は支給しない) |
| 12 月の賞与 | : 報酬の月額 × 0.0 | (") |